

保育士養成倫理綱領(案)についてのパブリックコメントへの回答

No.	内容	回答
1	<p>かつて全国保育士養成セミナー分科会だったかと記憶しています(定かではありません)が、保育士養成の目的は、目の前の学生の養成ではなく、学生の養成を通して児童の最善の利益あるいは児童福祉に寄与することだとい、深く感銘したことがあります。前文の最後の文案にはそこが表されているかと思えます。そこを前提にすると、価値①個人の尊厳では、対象の順番が羅列されていますが、そこに重みづけは一切ないのかもしれませんが、児童とその保護者が中盤に来るところで立ち止まってしまいました。養成なので、学生が最初に来るのは尤もとして、養成に関わる保育士(後述の実習のことを想定してでしょうか)、児童とその保護者、同僚の順となっています。</p> <p>私の意見ですが、「学生はもとより、児童とその保護者、現場保育士(養成に関わることの有無を外して)、同僚」という順番が、前文の意図することに、よりよくマッチするのではないかと思いました。専門職として一番その人権を擁護すべきは、児童であるという認識が伝わればと思いました。</p>	<p>文言を変更しました。</p>
2	<p>①では、「…学生、保育士、児童とその保護者、同僚…」の並びになっておりますが、④では、「…学生、保育士、同僚、児童やその保護者…」となっております。①に統一してはどうでしょうか。また、赤字箇所も統一が必要かと思えます。</p>	<p>統一しました。</p>
3	<p>1. 価値の項目における「養成にかかわる保育士」を「養成にかかわる関係機関」としました。 理由:例えば、保育実習においては、保育士は配属されているものの、それ以外の職種の職員も存在します。したがって、「保育士」に限定するべきではないと考えたからです。</p>	<p>保育士が実習を指導することが原則であるため、ここでは簡明に保育士としました。こうした価値は実習施設の他の職員にも及ぶものと広くご理解ください。</p>
4	<p>意見というより質問させていただきます。 ①個人の尊厳 同僚 → ここでは、大学での学科内の他専門分野の先生方を示しているのでしょうか？</p>	<p>原則として指定保育士養成施設の教員を指します。</p>
5	<p>意見というより質問させていただきます。 ②人間の成長 保護者 → 保護者が必要か？ 変化 → の意味？</p>	<p>「成長」に統合しました。</p>
6	<p>意見というより質問させていただきます。 ③貢献 専門性 → 人間性では？</p>	<p>ここでは指定保育士養成施設の教員としての倫理綱領であることを踏まえて、保育士養成に貢献するための専門性を前面に示しました。</p>
7	<p>学生の倫理的責任における「自己決定の機会が提供されるようにする」は「自己決定の機会が提供されるように努める」程度に抑えた方が良いと思います。 理由:「自己決定の機会」という定義は広く、養成施設の運営上のすべてにおいて「提供する」ことは実質的に不可能と考えるからです。</p>	<p>文言を変更しました。</p>
8	<p>I-2 教職員等は、……努め、その自己決定の機会が…。 → 教職員等は、……努め、学生の自己決定の機会が…。</p>	<p>文言を追加しました。</p>
9	<p>I-3 教職員等は、……を教授できるように教員自身の知識…。 → 教職員等は、……を教授できるように知識…。</p>	<p>文言を変更しました。</p>
10	<p>I-3について、「知識・技術を絶えず更新する」とありますが、「更新」というのは手続きなどに使用される言葉です。「向上する」など他の言葉で表現していただきたいと思えます。</p>	<p>文言を変更しました。</p>
11	<p>倫理的責任「I 学生に対する倫理責任」I-3 について、2行目「教員自身の」とありますが、教職員全体の問題ですので、「自身の」の方がふさわしいのではないかと思います。(「教職員等自身の」では、表現上問題があるかと思えますので…)</p>	<p>文言を変更しました。</p>

12	I-3 教員自身 ③貢献 では、自らの専門性となっているので → どちらかに、統一してはどうか？	文言を変更しました。
13	I-4案「教職員等は、学生が主体的・対話的で深い学びができるように授業方法を工夫し、絶えず改善を行う」 「学生に対して」ですと、主体的等と齟齬が生じる感じがしました。「自己評価を行う」ですと、改善が必要な教員ほど自己評価が高いため改善の方がよいと思いました。	文言を変更しました。
14	I-4 主体的・対話的・深い学び → 対話的で深い学び ではなく、あえてこのような文章にしているのか？	文言を変更しました。
15	I-5 科目目的 → 科目 という文言が必要か？	文言を削除しました。
16	I-5 教職員等は、……当該科目の科目目的、到達目標……。 → 教職員等は、……当該科目の目的、到達目標……。	文言を削除しました。
17	学生の倫理的責任における「…評価基準等を事前に明示する」を「…評価基準等を事前に明示し、これらを遵守するよう努める」としました。 理由:「明示する」だけでは、学習の機会を保障することは出来ないと考えます。かといって「これらを遵守する」と言い切ってしまうと、学生の質等が当初の想定と異なったときに 実現できないことも予測されます。そこで、「明示」したものを「遵守するよう努める」ことを明言するところまで書いてはと思ったためです。	文言を追記しました。シラバスは計画なので「履行する」としました。
18	I-8 「…実習施設が学生や子どもたちのために…」の子どもたちは、他と合わせて、児童とするのはどうでしょうか。	文言を変更しました。
19	標記『保育士養成倫理綱領(案)』中、倫理的責任の I の I-8の文中「学生や子どもたちのためにならないこと」との表現が気になりました。特に、「ためにならない」との表記について他に適切な表現がないか検討の要があるように思われました。	文言を変更しました。
20	前文について「この倫理綱領は、教職員等が、その専門性を向上させ続けるための省察の指針を提供するものである」という文言についてはまったく異論ございませんが、以下に具体的文言とかけ離れている印象を受けるものがございます。 例えば、I-8 「実習施設が学生のためにならない」ことは適切な措置に直接つながりますが、「子どもたちのためにならないこと」についてはどうでしょうか。このことは、IV-4の「保育に抗議する」についても同様のことが言えます。こうしたこと措置や抗議は、養成校が行うことではなく、第三者評価等で行うべきことです。前文の「教職員が省察する指針」とはかけ離れている内容ではないでしょうか。違和感を覚えます。社会が養成校に対してこうしたことを求めているということも分からないではありません。しかし、それが法的にどの程度認められているのかが明確である以上、何かあった場合(実習施設から訴訟を起こされた場合など)にはその対応自体に追われてしまい、結果的には保育者養成に専念することができなくなってしまう可能性があります。	文言を変更しました。
21	I-8 教職員等は、実習施設が学生や子どもたちのためにならないことが明らかになった場合…必要な措置を講じる。 上記について、前文には「“児童”の最善の利益」とあるほか、多くの項目で“児童”と使われていますが、倫理的責任の I-8で、「児童」ではなく「子ども」という表現を用いた意図は特にありますでしょうか。 さらに、保育士が携わるフィールドは「子ども・児童」だけのフィールドではないため、「子ども」にせよ「児童」にせよ「年齢的に低い者(満18歳まで)」に限定することには難しさがあると思われます。「子どもや利用者のためにならない」等の表現が適切ではないでしょうか。	文言を変更しました。
22	実習施設に対しての倫理的責任の項そのものには、異論がありません。ですが、保育者養成校教員が、実習、就職、研修等で保育現場の先生方と関わっていく中で、 <u>保育現場を実習施設としてだけとらえて十分なのか、プラスアルファが必要ではないか</u> と思います。	IVに文言を加えました。

23	<p>Ⅱ-3 教職員等は、保育実習の目的、内容、期間、実習指導の内容等に…。 →教職員等は、保育実習の目的・内容・期間、保育実習指導の内容等に…。</p>	「保育実習の」とあるためそのままとします。
24	<p>実習施設に対する倫理的責任は、1と、34の内容が重なっているように思います。 価値を行動化するものが倫理的責任と考えると、尊厳成長貢献等の観点からはなくてもよいと考えられます。</p>	ご指摘の通り1と3,4(2,3に変更)はやや次元が異なる内容ですが、「保育実習実施基準」を踏まえて、より具体的に示しました。
25	Ⅱ-2の項目は、Ⅳの項目だと考えられました。	Ⅳ-3に統合しました。
26	「Ⅱ 実習施設に対する倫理的責任」の項目に実習施設の情報の扱いとして、個人情報保護の観点を加えたら良いのではないかと考えます。	文言を加えました。
27	<p>実習施設に対する倫理的責任における「児童」を明確化するために「実習施設の」を追記しました。また、その文中の「児童の健やかな育ちを実現する」のは、そ実習施設の責務であって、養成施設がそこまで言及することは出来ないと思われました。一方で、実習生を派遣することで、本来業務に支障をきたしてしまったり、実習生が児童に悪影響等を及ぼしてしま うリスクはあるかと思いますので、「妨げない」程度の書きっぷりが良いかと思いました。</p>	文言を削除しました。
28	<p>Ⅱ-6 教職員等は、学生が実習への参加が適切であると認められない場合、児童の最善の利益を保障するための必要な措置を講じる。</p> <p>上記について、「学生が～認められない場合」という表現は、「学生が納得できない、その事実を認めることができない場合」という意図でしょうか。条文の意図が分かりにくいと感じます。学生がそのように自認できないからといって、児童の最善の利益を保障するために必要な措置を講じる、ことが必要とは思えないと思えます。 「学生“の”実習への参加が～認められない場合」であれば、「不適切な学生を実習施設に送ることで、実習施設を利用している児童らに不利益が生じてはならない」という意味とも取れます。 上記を踏まえ、この条文の意図するところ、ターゲットが不明確に思えるため、再検討をお願いしたく存じます。</p>	文言を変更しました。
29	<p>倫理的責任におけるⅢ所属機関及び同僚に対する倫理的責任に関して、「Ⅲ-3 教職員等は、所属機関と同僚がこの規定を受け入れ、遵守するようすすめる」最後の部分の「すすめる」の意味が複数にとられる可能性があるのは、意図的なものでしょうか。そうでなければ、いずれかの漢字表記にする方が望ましいと考えます。</p>	文言を変更しました。
30	<p>所属機関及び同僚に対する倫理的責任 以下の項目の付け加えが必要であると考えます。 「教職員等は、同僚の業務を尊重し、パワーハラスメント、セクシャルハラスメント、モラルハラスメント等の人権侵害を行わない」。</p>	文言を追加しました。
31	<p>綱領Ⅲ-3は倫理綱領の範囲を逸脱しているのではないかと →倫理綱領は「会員」個々人の責務を謳うべきものと考えます。すなわち「会員」はそれを遵守しなければならないものでありますが、他者に対しそれを受け入れることを求めるようなものではありません。Ⅲ-3は倫理綱領の守備範囲を超えるものと考えます</p>	<p>指定保育士養成施設が組織的に実習指導等を行うことが「保育実習実施基準」に定められていますが、実態として実習担当者のみがその責務や実務を過重に負うような実態がないとは言えないことから、ご指摘の項目を立てました。なお、こうした考え方は社会福祉士にも見られます。 【参考】「ソーシャルワーカーは、組織・職場において本倫理綱領に定めるソーシャルワーカーの倫理責任が認識されるよう働きかける」(日本社会福祉士会倫理綱領改定案)</p>
32	<p>所属機関及び同僚に対する倫理責任における「…遵守するようすすめる」は、倫理責任を果たす上では若干弱いように思いましたので「…遵守するよう努める」としてみました。</p>	文言を変更しました。

33	<p>・「教職員等」でなく「保育士養成」の倫理要項に個人的には本要項は教員個人に対するものに矮小化されるべきでなく、「保育者養成」として、ほかの対象も視野に入れた倫理要項にしていきたいと思います。特に、養成機関としての倫理が重要であると思います。その意味では「所属機関に対する倫理的責任」ではなく、「養成機関(指定保育士養成施設)の倫理的責任」となるべきであろうかと思えます。他の職業の養成に係る倫理要項では、施設に関する記載がないことはまずないですし、それがほとんどのものもあります。また、実態としても指定保育士養成施設において、保育者養成そのものに係る事項よりも優先される事項(経済的問題等)が多く、保育士養成施設の教職員が養成の本来業務を遂行しえないという声が聞かれることも少なくありません。ですので、先に述べた点に関しても、個人が機関に対しての倫理をまず考えるのではなく、機関が個人に対して保育士養成が十分できる環境を担保することが示されるべきでしょう。これは、労使に係る法令の精神からも自明と考えます。</p>	<p>ご指摘の問題に関しては別の検討が必要であると考えます。なお、指定保育士養成施設に関する倫理綱領は既に策定されています。十分に周知がなされていないことは課題とします。</p> <p>ここではその問題とは別に、指定保育士養成施設の教職員が、その多様な専門性から組織的に取り組むことに苦勞しているという一部の実態にも鑑みて、保育士養成の質向上への取り組みに向けての基盤整備という側面も意識して策定に当たりました。自律的な専門職としての養成校教員として養成校のあり方に提案等を行っていくための後押しとしていきたいと思いますと考えます。</p>
34	<p>また、国家資格を有する人材を養成する機関である以上、社会に対して負うべき責任・使命は重大であると考えます。社会に関するものとしては、案の中で、<u>保育の重要性の啓発、保育士の社会的地位の向上への努力、権利侵害の保育への抗議などを挙げていただいています</u>が、これらも少々具体すぎて(方向性が固定されすぎて)、<u>保育士養成の「倫理」とするには抵抗感を醸じえませんが</u>。保育士養成ということの社会的使命(養成への質保証および育成への貢献)と単に「養成・育成」だけでない保育セクターの改善・発展に関する科学性とそれに基づくアドヴォケイトの役割を担うことの重要性に関して倫理をお示しいただければ幸甚です。</p>	<p>指定保育士養成施設の教職員に遵守することが期待されるものとお考え下さい。</p>
35	<p>IV 児童と家族及び社会に対する倫理的責任 IV-2「・・・家族や社会に対して・・・」 IV-4「・・・児童や保護者の権利を・・・」 上記3か所において、家族と保護者が混同されているようにも見えます。また、「児童や保護者」は、【価値】内の文言と統一させるならば、「児童とその保護者」としてはどうでしょうか。</p>	<p>文言の整理を図りました。</p>
36	<p>IV-4「抗議する」より相手を尊重した行動にするため、「適切な方法でその改善に寄与する」とか、「適切な方法で対応する」ではいかがでしょうか。 また「侵害するような」⇒「侵害する」がよろしいかと思いました。もしも実習での対応を想定しているようでしたら、この項目は、実習施設に対する倫理的責任に入れる方がよろしいかと思いました。その場合は「教職員等は、実習施設で子どもへの人権侵害がある場合には、施設に対して適切な提言や対応を行う」でしょうか。</p>	<p>文言を変更しました。</p>
37	<p>倫理綱領は「会員」の倫理的な責務を論じるものであり、会員校の構成員である「教職員等」を主語とするのは望ましくないのではないかと →貴会の規定においても対象は「会員」とされており、「教職員等」について論じているものではないと考えます →また、倫理綱領は構成員(この場合は本人の意思により団体への加入・所属を希望する者の意味)に対して示されるものであります。現状、所属・脱退の選択を自由に行えない、会員校所属教員を対象としたものを策定することはできないのではないのでしょうか。会員校の構成員に対して何らかの形で言及するのであれば、それは例えば日本保育者養成教育学会が学会員に対して示す倫理綱領に於いて謳われるべきものと考えます。</p>	<p>指定保育士養成施設の教員審査が教職課程の審査に比べて厳格とは言えない中で、多様な専門領域の教職員により構成されるという指定保育士養成施設の特徴と実態、また多様な養成施設が存在することも踏まえ、国の法制度の整備や規制等を待つのではなく、自律的な質向上の根拠を備えて、質向上への取り組みをまずは自律的に進めるための基盤整備として取り組みました。</p> <p>養成教育に関する倫理であるため、研究団体ではなく、指定保育士養成施設の団体で教員の自律的な取り組みに向けた投げ掛けが必要と考えました。全米乳幼児教育協会に同様の倫理規定があることも参考としました。</p>

38	<p>倫理綱領と法令との関連に言及すべきではないか →倫理綱領には法令遵守について謳うことが一般的かと思いますが、綱領案には法令に関わる言及がありません</p>	<p>法令が外的規制であるのに対して、倫理が内的規制であるという性質上、また指定保育士養成施設が児童福祉法の下にあるという前提を自明のこととしたものとしました。関連専門職等の倫理綱領等にも特段法令に言及しないケースが少なからず見られます。</p>
39	<p>倫理綱領策定のプロセスはオープンであるべきではないか →貴会のWebサイトを拝見しましたが、会議録、審議経過、委員その他綱領案が公正に作成されたことを裏付ける資料を確認するものが一切ございません。誰が、いつ、どのような協議を行い、綱領案が策定されたのかが、少なくともすべての「会員」に対して開示されるべきと考えます</p>	<p>総会、全国保育士養成セミナー、あるいは研修会やブロック研修会等で策定について繰り返し周知したうえで、ブロック選出の理事等による理事会・常任理事会で審議・検討し、パブリックコメントを踏まえた案を理事会・常任理事会で審議・検討して案を策定し、総会に上程します。 手続き上は正当と認識していますが、こうした情報の伝わり方がブロックや養成校によって異なることは課題として受け止めます。</p>
40	<p>倫理綱領は法的拘束力を持つものではないことの確認 →本倫理綱領を根拠に、各大学の教員が有する学問、研究の自由が侵害されることがないように配慮すべきと考えます</p>	<p>ご指摘の通りと考えます。養成校教員が遵守することが期待されるものと位置づけます。 主旨としては、規制ではなく、奮闘しておられる養成校教員を支援、また質向上への取り組みの根拠としたいと考えています。 保育人材不足や早期離職が課題とされる中で、行政からの指定保育士養成施設への評価も厳しくなっています。会員校としての倫理綱領に加えて、養成教育の実質を担う教職員の水準確保を自律的に行い、それを社会に示すという意義もあると考えています。</p>
41	<p>「倫理的責任I-8)について、明確な基準がなく迷うところです。併せて、協議会として、想定される具体的な事例を示して頂けると有難いところです。」</p>	<p>今後、ハンドブック等を作成して提供することを計画しています。</p>
42	<p>内容的な重複(例えば、実習に関する内容は「学生に対する」にある実施基準を踏まえてとかぶる、など)や「保育士養成」の倫理要項にするには不要なものやあまり適当でないもの(手続きのルールであって倫理ではないものなど)も散見され、広く受け入れられ、実質的なものになりうる可能性を考えると、今少し大綱化を図ってシンプルにお示しただけだと存じます。「価値」として示してある箇所を少し膨らませる程度でも十分なのではないかと思うくらいです。必要であれば、逐条解説を作成すればよいのではないかと思います。</p>	<p>今後、ハンドブック等を作成して提供することを計画しています。</p>
43	<p>「保育士養成校に務めるものとして、自己研鑽を重ねるべきであることがよく伝わる内容であります。内容については特にありませんが、この綱領を周知させていく方法を考えていただけないでしょうか。 養成校に務めながらも、綱領にある「同僚」の教員との共通認識に困難を感じることがあります。養成校が意識して伝えることは基本ですが、協議会によるアナウンスや意識付けを考えていただけると有難いです。」</p>	<p>ご指摘を踏まえて周知の工夫に努めます。</p>
44	<p>「教職員等」の範囲から考えて「全ての指定保育士養成施設の教職員等」と表現されていますが、そのさしている範囲がよくわかりません(通常、具体的に列記したうえで～等と括られることになるかと思いますが)。ただ、全体の内容から、これは教員を中心とした養成スタッフ個人個人ではないかと拝察いたします。そうであるなら、組織性を考慮に入れ、「施設長」等に課す内容があるべきかと思えます。</p>	<p>語順を変更しました。 なお、前文のためより抽象的な書きぶりに留めました。</p>

45	<p>倫理的責任の各項目は、職員と教員に共通する項目を先に入れてはどうか。 たとえば、学生に対する倫理的責任では、10、11、12が最初だと考えられます。</p> <p>実習事務職員の方が、2、3、4と読み進めるうちに、自分には関係がないと途中で読むのをやめる姿を想像しました。「倫理綱領」は、本来自律的な専門職に求められるものだと思いますが、職員を入れることには、その意図があると思います。職員を入れる点に異論はありません。</p>	記載順の変更などを行いました。
46	<p>「児童」「子ども」⇒子ども、子どもたち、児童が使われていますので、言葉を統一するのはいかがでしょうか。</p>	児童に統一しました。

- ※ 17名からいただいた修正に係るご意見を46件に分けて回答しました。
- ※ 10名から、異存なし、あるいは積極的に評価する意見を頂戴しました。